

平成16年度 事前評価書

施 策 名	産業活力再生支援 事業再生支援
1.施策の目的	(問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。 施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。)
	・我が国産業の活力の再生を図るため、個々の事業者が行う事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入への取組を円滑化するための支援を行う (注)平成14年度事後評価結果を踏まえ、要件の見直しを行ったことにより、本年度事前評価より施策名を修正。
2.施策の必要性	(国民や社会のニーズ、 より上位の行政目的に照らした妥当性、 公益性・市場の失敗、 官民の役割分担、 国と地方の役割分担、 民営化・外部委託の可否、 緊要性の有無、 他の類似施策、 廃止・休止の可否 < 継続 >)
< 背景 >	<p>・バブル崩壊後、1990年代の我が国経済は、一時的に持ち直しの動きがみられたものの、長期にわたって低迷し、2000年代に入ってから、米国をはじめとした世界経済の先行き懸念や株価の低迷など景気の先行きを巡る環境は不透明さを増してきた。これに加えて、不良債権問題等による金融機能の低下と株安を通じた心理的效果がマクロ経済に悪影響を与えてきた。</p> <p>・このようなことを踏まえて、不良債権処理の加速化を図るとともに、借り手側である産業サイドの経営改革と不採算企業の整理統合再編を通じた産業再生をさらにもう一段加速化し、金融再生・産業再生の一体となった取組により、不良債権処理と産業再生に向けた確たる道筋を示すことが求められている。</p> <p>・産業サイドにおいては、依然として、過剰債務、過剰設備、過剰雇用という三つの過剰が解消されたとは言い難く、過剰供給構造や過剰債務の問題が未だ解消されていない状況である。</p> <p>・また、金融サイドにおいては、不良債権処理の進展に伴う民間金融における与信余力の低下や機関投資家の適切なリスクテイクや参加が不十分であることによる資本市場の機能低下といった課題があり、適切な資金供給がなされていない状況にある。</p>
< 行政関与の必要性 >	<p>・産業競争力強化対策の大きな柱である「事業再構築のための環境整備」を図るため、平成11年10月に産業活力再生特別措置法を制定し、我が国企業の選択と集中を促進し、経営資源の効率的な活用を通じた生産性の向上を図ってきたところであり、平成15年3月31日までに204件を認定し、一定の成果をあげてきたところである。</p> <p>いわゆる経営資源の「選択と集中」によって生産性を高め、利益率の高い経営を行おうという動きはグローバル競争に直面する一部企業においては始まっているが、特に日本企業をユーザーとしてきたサプライヤー産業等においては、「横並び体質」による製品や事業プロセスの絞り込みの遅れや、外部のステークホルダーからの「ガバナンスの欠如」により、不採算部門からの撤退などの痛みを伴う事業再構築が十分に進まない状況が存在する。しかし、こうした産業群は付加価値の中心が加工組立から戦略部品・技術に移転する傾向が強まる中で、その再強化が不可</p>

欠な産業群でもあり、市場競争を通じた調整が遅れることによって日本全体の産業競争力を弱めてしまう恐れがある。

・こうした観点から、採算性が悪く、過剰設備、過剰債務、過剰雇用の重荷から大胆な事業再構築の意志決定が難しい場合には、国としては単なる事業再構築支援から、産業全体の生産性向上、競争力向上に寄与する産業再編に対して、積極的に支援策を講ずることが不可欠であると考えられる。

今後、我が国企業がグローバルな競争に打ち勝っていくためには、「企業レベルの選択と集中」から「国民経済レベルの選択と集中」に重点を移し、大胆な事業再構築と産業再編を加速化する、すなわち、過剰供給構造の解消のための産業再編の促進、過剰債務企業が抱える優良な経営資源の再生、企業の「選択と集中」の徹底による生産性の向上、イノベーションの促進と国内開発生産拠点の高付加価値化を図らなければならない。

・したがって、平成15年4月9日に改正産業活力再生特別措置法を施行し、事業再構築計画に加え、共同事業再編計画、経営資源再活用計画、事業革新設備導入計画を追加し、引き続き、我が国の産業再生に取り組んでいるところである。

・本施策においては、産業再生法に基づく事業再構築への取組の円滑化のための金融面・税制面における支援事業をはじめ、同法の認定対象ではないものの経営資源を効率的に活用する取組について支援事業を行う

また、不良債権の集中処理機関においては、政策金融機関の有するリスクテイク能力やノウハウを活用することで、民間金融機能を最大限引き出すこととし、民間金融主体における不動産担保に代わる新たな金融手法への取り組みや、様々な担い手による信用リスクの転換や移転を通じたリスクシェアを支援・促進する。

3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など

(コスト、これまで達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期、目標達成状況に影響しうる外部要因等)

(0) 施策全体

目標 (目指す結果、効果) ;

我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現して、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、政策金融及び税制等による支援を行う。

併せて、民間金融の再生につなげるため、その機能を引き出す方向で、政策金融を活用する。

指標 ;

1) 産業活力再生支援 (政策金融 税制)

生産性向上等の達成状況

毎事業年度終了後3ヶ月以内に主務大臣に対して提出が義務付けられている実施状況報告書において各認定企業が使用している指標 (我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針) について、その改善状況を確認する。

2) 投資事業再生・流動化促進 (政策金融)

投資事業再生等の達成状況

本制度の投資対象になっている創業段階や事業再生段階の事業について上場や事業売却をはじめ再成長に向けた事業の状況など、未公開企業の円滑な成長・発展過程について検証する。併せて、未公開株式の流通状況 (件数 金額) を確認する。

3)事業再生支援 (政策金融)

事業再生金融の達成状況

民間金融機関が、自律的に法的整理手続又は「私的整理に関するガイドライン」に沿って行われる私的整理を通じて事業の再生を実施する者に対して行う事業再生の実施に必要な非設備資金、設備資金及び事業買取資金の融資の件数等を確認する。

4)事業構造改革促進 (政策金融)

事業構造の抜本的改革の達成状況

本制度を活用して事業構造の抜本的改革に取り組んでいる事業者の件数や融資総額、一般的な事業構造改革の達成状況を確認する。

5)事業資金供給手法多様化 (政策金融)

多様な金融手法導入の達成状況

本制度の活用状況 (件数、総額、金融手法の多様性)の他、民間金融機関における財務制限条項付きの融資や動産担保融資などの達成状況を確認する。

6)金融・資本市場活性化

市場とのリスク分担の進展状況

本制度を活用した、民間金融主体のリスク資産流動化案件の動向、政策投資銀行自体の貸出資産の流動化案件の動向など、証券化・流動化の進展状況を確認する。

施策の概要；

1)産業活力再生支援 (政策金融 税制)

(イ)事業再構築計画

既存事業が中核事業への「選択と集中」を通じ、企業全体の生産性向上を図る計画。

(ロ)共同事業再編計画

過剰供給事業において複数事業者が共同で事業集約、縮小・廃止を通じ事業の効率性向上を図る計画。

(ハ)経営資源再活用計画

既存企業において有効に活用されていない経営資源を活用して当該事業分野の効率性向上を図る計画。

(ニ)事業革新設備導入計画

研究開発と一体となった実証一号機設備を中核とする製造拠点を国内に整備する計画。

2)投資事業再生・流動化促進 (政策金融)

創業段階、再生段階の企業に第2の成長機会を提供するため、既存の投資家から株式を買い取るファンドの組成に対する日本政策投資銀行の投融資制度。

3)事業再生支援 (政策金融)

法的整理手続又は「私的整理に関するガイドライン」に沿って行われる私的整理を通じて事業の再生を実施する者に対して行う日本政策投資銀行の投融資制度。

4)事業構造改革促進 (政策金融)

事業構造の抜本的改革に取り組んでいる事業者に対する融資制度。

5)事業資金供給手法多様化 (政策金融)

民間金融機関と協調して、動産等を担保として評価する仕組みや、経営財務の状況を融資条件に継続的に反映する仕組みなど、多様な手法を活用して融資を行う日本政策投資銀行の投融資制度

6)金融 資本市場活性化(政策金融)

日本政策投資銀行自身も含めた、金融機関等による資金供給の円滑化や資本市場の活性化のため、日本政策投資銀行がその保証機能等を活用してリスクの軽減等を実施する制度

目標達成時期 平成 19年度

中間 事後評価時期 平成 19年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項；

マクロ経済ショック(通貨危機の発生や、財政危機による金利の急上昇、金融システムを巡る状況等)や、取引先企業や影響力の大きな企業の経営破綻、会計制度の変更、風評被害等による信用力の低下など、目標設定時に想定し得ず、当該企業としては不可抗力と言えるもの。

(1)産業活力再生支援(政策金融)

説明；

事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用及び事業革新設備導入を金融面から支援することにより生産性を向上させ、我が国産業の活力の再生を速やかに実現する。平成 15年度より従来の事業再構築支援から産業活力再生支援へと名称変更。

対象事業；

事業再構築支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築事業者等が実施する新商品の開発・生産、新役務の開発・提供、新生産方式の導入及び新取引方式の導入又は認定事業再構築事業者等が行う事業集約化。

共同事業再編支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定共同事業再編事業者等が実施する共同事業再編事業。

経営資源再活用支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定経営資源再活用事業者等が、他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の従業員の知識及び技能、設備、技術等経営資源を活用することにより、当該事業の生産性の向上に資する事業。

事業革新設備導入支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定事業革新設備導入事業者等が行う事業革新設備の導入。

上記のうち、共同事業再編支援、経営資源再活用支援、更に、事業再構築支援に関しては、産業活力再生特別法に則った事業についてファンド出資を行う。

目標(目指す結果、効果)；

政策金融により支援を行うことで、産業活力再生特別措置法に基づき経営資源の有効活用を図ることにより生産性の向上を目指す事業者の取組を活性化させる。

指標；

融資件数

(参考)事業再構築支援

平成 14年度末における融資実績は以下の通り。

事業革新円滑化	21件
---------	-----

事業構造変更円滑化 18件
 経営資源活用事業 1件
 経営資源有効活用支援 1件

計 41件 (平成14年度末時点の全認定件数は204件)

生産性向上等の達成状況

毎事業年度終了後3ヶ月以内に主務大臣に対して提出が義務付けられている実施状況報告書において各認定企業が使用している指標(我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針)について、その改善状況を確認する。

モニタリング方法；

日本政策投資銀行から聴取するとともに、個々の案件ごとの事業内容を勘案し、一定期間経過後、現地実査及び資金使途の確認等により、個別案件の制度要件適格性等、事業の実施状況を検証する。

目標達成時期 平成19年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連；

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定)を踏まえたものとなっている。

<融資割合等>

金融機関名	開始年度	融資割合	融資限度額	主な対象者
日本政策投資銀行	平成11年度	50[%]	なし	産業活力再生特別措置法に基づく認定事業者等
貸付利率		貸付期間		総融資額(実績)
政策金利 1	原則15年以内 2			1,902[億円]
				総融資件数(実績)
				41[件]

1 ただし、産業活力再生特別措置法に基づく認定を受けた事業再構築計画または共同事業再編計画、経営資源再活用計画、事業革新設備導入計画に基づくものについては、超低利(政策金利 - (政策金利 × 1 / 10))

2 設備の耐用年数に応じて個別に対応

(2)産業活力再生支援(税制)

説明；

事業の「選択と集中」を通じた企業の生産性向上に向けた取組を促すため、産業活力再生特別措置法に基づく「事業再構築計画」「共同事業再編計画」「経営資源再活用計画」「革新設備導入計画」の認定を受けた事業者に対して、以下に掲げる税制措置を講じることにより、事業再構築等を通じた個々の事業者の経営基盤強化を促す。

「事業革新設備導入計画」は「革新的新規設備の特別償却」の措置のみ。

税制措置]

・登録免許税の軽減(認定事業者が計画認定日より1年以内に行う会社の設立、資本の増加、不動産の所有権移転等の登記に係る登録免許税を軽減する。)

・欠損金の繰越期間の延長(施設の撤去又は設備の廃棄によって生じた設備廃棄時の欠損金(廃棄費用、再就職あっせん費用等)の繰越期間を5年から7年に延長する。)

・欠損金の繰戻還付の不適用の除外(施設の撤去又は設備の廃棄によって生じた設備廃棄時の欠損金(廃棄費用、再就職あっせん費用等)について繰戻還付を前1年認める。)

・共同で現物出資した場合の課税特例(認定計画に係る他の事業者と共同で100%現物出資(各事業者の出資比率は20%以上)することにより法人を設立した場合において発生す

る譲渡益の圧縮記帳を認める。) (共同事業再編計画のみ対象)

革新的新規設備 (実証一号機) の特別償却 (特定の革新設備について、最大 40% の特別償却を認める)

不動産取得税の減額措置 (対象者が、営業の譲渡・譲受に伴って取得する不動産に係る不動産取得税の減額を認める。)

目標;

税制措置による支援を講ずることにより、産業再生法に基づき経営資源の有効活用を図ることにより生産性向上を目指す事業者の取組を活性化させる。

指標 (目指す結果、効果);

適用件数

(参考)

平成 15 年 3 月現在における	204 件 (計画ベース)
(内訳) 事業革新設備の特別償却	9 件
長期保有資産の買換特例	3 件
共同出資会社設立の場合の	
現物出資に係る課税の特例	1 件
欠損金の繰越期間の延長	7 件
欠損金の繰戻し還付の特例	0 件
登録免許税の軽減	177 件
不動産取得税の特例	8 件

生産性向上等の達成状況

毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に主務大臣に対して提出が義務付けられている実施状況報告書において各認定企業が使用している指標 (我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針) について、その改善状況を確認する。

モニタリング方法;

認定事業者等が計画の実施機関の各事業年度終了後において報告する実施状況報告書により、計画の進捗状況を確認する。

目標達成時期 平成 19 年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連 なし

< 税目等 >

税 目	創設年度	適用期限	主な対象者
登録免許税の軽減	平成 11 年度	20 年 3 月 31 日	産業活力再生特別措置法の認定を受けた事業者
減税見込額 (平成 15 年度)		総減税額 (15 年度減税見込額を含む実績)	
23 [億円]		87 [億円]	
税 目	創設年度	適用期限	主な対象者
欠損金の繰越期間の延長	平成 11 年度	17 年 3 月 31 日	産業活力再生特別措置法の認定を受けた事業者で、同法第 17 条第 2 項 第 3 項の確認を受けた者
減税見込額 (平成 15 年度)		総減税額 (15 年度減税見込額を含む実績)	
1 [億円]		7 [億円]	

税 目	創設年度	適用期限	主な対象者
欠損金の繰戻還付の不適用の除外	平成 11年度	17年 3月 31日	産業活力再生特別措置法の認定を受けた事業者で同法第 17条第 2 項・第 3項の確認を受けた者
減税見込額 (平成 15年度)		総減税額 (15年度減税見込額を含む実績)	
2 [億円]		2 [億円]	
税 目	創設年度	適用期限	主な対象者
共同で現物出資した場合の課税の特例	平成 11年度	17年 3月 31日	産業活力再生特別措置法の認定を受けた事業者で、同法第 17条第 1 項の確認を受けた者 (「共同事業」再編計画のみ対象)
減税見込額 (平成 15年度)		総減税額 (15年度減税見込額を含む実績)	
1 [億円]		4 [億円]	
税 目	創設年度	適用期限	主な対象者
革新的新規設備 (実証一号機) の特別償却	平成 15年度	17年 3月 31日	産業活力再生特別措置法の認定を受けた事業者
減税見込額 (平成 15年度)		総減税額 (15年度減税見込額を含む実績)	
113 [億円]		113 [億円]	
税 目	創設年度	適用期限	主な対象者
不動産取得税の軽減措置	平成 11年度	17年 3月 31日	産業活力再生特別措置法の認定を受けた事業者
減税見込額 (平成 15年度)		総減税額 (15年度減税見込額を含む実績)	
1 [億円]		4 [億円]	
(3)投資事業再生・流動化促進 (政策金融) < 新規 >			
説明 ;			
民間投資家等が、ファンドの組成等を通じて、ベンチャーキャピタル、プライベート・エクイティ・ファンド、事業会社、金融機関等から未公開企業の株式を買い取り、当該企業に対して適切な経営・技術に係る支援を行い事業再生・経営改善を促す事業について、必要な資金を日本政策投資銀行が出資する。			
目標 (目指す結果、効果) ;			
投資事業再生・流動化促進ファンドが未公開株式を購入することにより 非上場企業株式の流通市場の呼び水効果、事業提携・技術提携や事業統合等による事業・産業の再編を促進、事業会社や金融機関のバランスシート(保有資産)のリストア等を図る。			
指標 ;			
投資事業再生等の達成状況			
本制度の投資対象になっている創業段階や事業再生段階の事業について上場や事業売却をはじめ再成長に向けた事業の状況など、未公開企業の円滑な成長・発展過程について検証する。			
未公開株式の流通状況			
民間投資家と日本政策投資銀行とで共同で行われる出資の動向 (件数・金額)等を確認するなど、未公開株式市場の流通状況を検証する。			

モニタリング方法；
投資後の各ファンドの状況について聴取するとともに、未公開株式市場に係る実態調査を行う。

目標達成時期 平成 20年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連；

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定)を踏まえたものとなっている。

< 融資割合等 >

金融機関名	開始年度	融資割合	融資限度額	主な対象者
日本政策投資銀行	平成 16年度	- [%]	- [億円]	民間事業者
貸付利率	貸付期間	総融資額 (実績)	総融資件数 (実績)	
一般金利	-	- [億円]	- [件]	

(4)事業再生支援 (政策金融)

説明；

民事再生法、会社更生法等の司法プロセス (再建型の法的倒産処理手続)又は「私的整理に関するガイドライン」に沿って行われる私的整理を通じて事業の再生を実施する者に対し、日本政策投資銀行が、事業の実施に必要な非設備資金(人件費、原材料費、在庫資金等(事業価値保全資金))、並びに、設備資金及び事業買取資金 (事業基盤整備資金)を融資する。

目標；

事業の再生を図るため「法的整理」や「私的整理ガイドライン」に沿って行われる私的整理等を通じた事業再生の円滑化を図る。

指標；

事業再生金融の達成状況

民間金融機関が、自律的に法的整理手続又は「私的整理に関するガイドライン」に沿って行われる私的整理を通じて事業の再生を実施する者に対して行う事業再生の実施に必要な非設備資金、設備資金及び事業買取資金の融資の件数等。

モニタリング方法；

日本投資銀行からの聴取及び民間金融機関に係る実態調査。

目標達成時期 平成 17年度

上記指標等を鑑み、事業価値保全資金及び事業基盤整備金のうちの非設備資金については、民間金融機関により自立的に事業再生支援のための融資が行われるようになったことが判明した段階で廃止する。

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連；

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定)を踏まえたものとなっている。

< 融資割合等 >

金融機関名	開始年度	融資割合	融資限度額	主な対象者
日本政策投資銀行	平成 13年度	事業価値保全資金 20%	なし	再建型の法的手続等を活用して事業再生を実施する事業者
		事業基盤整備資金		

	50%		
貸付利率	貸付期間	総融資額	総融資件数
一般金利	なし	216 [億円]	24件

(5)事業構造改革促進 (政策金融)

説明；

経済構造改革の加速化を図るためには、事業者側の新陳代謝の活発化が不可欠であるが、一方で我が国経済の将来的な発展のために有益な素地を持つものの経営改革の遅れにより再生への道筋を有効に示し得ない事業者も存在している。当制度は係る事業者の抜本的な経営改革計画実現のために必要な資金を、日本政策投資銀行が民間金融機関と協調して供給することで、経済活性化、構造改革の推進を図るものである。

目標 (目指す結果、効果)；

経営改革の遅れが認められる事業者の抜本的な経営改革計画を支援し、その経営を回復軌道に乗せることで、経済活性化、構造改革の推進を図る。

指標；

事業構造の抜本的改革の達成状況

本制度を活用して事業構造の抜本的改革に取り組んでいる事業者の件数や融資総額、一般的な事業構造改革の達成状況。

モニタリング方法；

日本政策投資銀行から状況聴取。

目標達成時期 平成16年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連；

「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定)を踏まえたものとなっている。

< 融資割合等 >

金融機関名	開始年度	融資割合	融資限度額	主な対象者
日本政策投資銀行	平成14年度	30[%] (再生法認定企業の行うものは40%)	- [億円]	経営改革の遅れが認められる事業者のうち 抜本的な経営改革により再生可能であり、また民間のみからでは経営改革実施のために必要な資金を十分に調達できないこと、の2点を満たすもの。

貸付利率	貸付期間	総融資額 (実績)	総融資件数 (実績)
一般金利	-	5 [億円]	1 [件]

(6)事業資金供給手法多様化 (政策金融) < 新規 >

説明；

現在の中堅企業等の資金調達環境は、景気低迷の長期化によりそれら企業の財務 収益状況が悪化する中で、リスクマネーの供給が適切に行われていない状況にある。

その原因としては、金融機関の融資手法が従来の不動産担保に過度に依存しているため、現在のような地価下落局面においては金融機関の与信余力が低下すること、また借り手の事業性に着目しリスクに見合った金利による融資が行われる慣行となっていないため担保と

なる不動産を十分保有していない事業者への資金供給が円滑になされないことが挙げられる。かかる状況に対し、事業者への資金供給が円滑になされるよう民間金融機関の金融仲介機能を強化するためには、適正なリスク評価に基づくリターン確保の手法や、債権者による事業の適時的確なモニタリングを図るコベンツの手法の導入、売掛債権や在庫等、多様な資産を担保に活用する融資手法への取り組みを、促進・支援することが有効である。当事業においては、かかる多様な資金供給手法への民間金融機関の取り組みを支援するため、民間事業者への融資においてこのような手法を導入する案件については、日本政策投資銀行のリスクテイク能力やノウハウを活用した支援を行うものである。

目標 (目指す結果、効果) ;

民間金融機関における多様な資金供給手法への取り組みを促進する。

指標 ;

多様な金融手法導入の達成状況

本制度の活用状況 (件数、総額、金融手法の多様性) の他、民間金融機関における財務制限条項付きの融資や動産担保融資などの達成状況を確認する。

モニタリング方法 ;

日本政策投資銀行における利用実績の検証や民間金融機関に係る調査

目標達成時期 :平成 16年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連 ;

「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定) を踏まえたものとなっている。

< 融資割合等 >

金融機関名	開始年度	融資割合	融資限度額	主な対象者
日本政策投資銀行	平成 16年度	50[%]	- [億円]	民間事業者 (民間事業者に対して多様な資金供給手法を活用して融資を行う金融機関と協調融資を行う)
貸付利率		貸付期間		総融資額 (実績)
一般金利		-		総融資件数 (実績)
				- [億円]
				- [件]

(7)金融・資本市場活性化 (政策金融)

説明 ;

金融機関 (日本政策投資銀行を含む。)、リース会社、商社による資金供給の円滑化又は資本市場の活性化を目的として、日本政策投資銀行が「証券化」または「保証」の手法によってそれら金融機関等の有する資産のリスク部分を低減させる。

目標 (目指す結果、効果) ;

金融機関、リース会社、商社といった信用供与を行っている民間金融主体の与信余力の拡大を図ることで、多様な金融主体の事業拡大を促進し、金融資本市場の活性化・資金供給の円滑化を図る。

指標 ;

市場とのリスク分担の進展状況

本制度を活用した、民間金融主体のリスク資産流動化案件の動向、政策投資銀行自体の貸出資産の流動化案件の動向など、証券化・流動化の進展状況・民間金融機関により、

自立的に行われる事業再生支援のための融資実績、政策投資銀行と民間金融機関との間で行われる協調融資の動向等を確認する。

モニタリング方法；

利用実績の検証と金融・資本市場の実態に係る調査

目標達成時期；

平成17年度（不良債権処理集中期間の翌年度の金融・資本市場の動向を検証する）

行政改革（特殊法人改革、公益法人改革など）との関連；

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）を踏まえたものとなっている。

< 融資割合等 >

金融機関名	開始年度	融資割合	融資限度額	主な対象者
日本政策投資銀行	平成14年度	弾力的に取り扱う	-	民間金融機関、商社、リース会社

貸付利率	貸付期間	総融資額（実績） [億円]	総融資件数（実績） [件]
債務の保証となる場合は、保証の料率は原則として一般の金融情勢等に応じ、民間銀行等の保証料率等を勘案して定める。	-	（保証等実績） 2兆2412億円	3件

4. 有効性、効率性等の評価（手段の適正性、費用便益分析等効果とコストに関する分析（効率性）（特別要求などについては、民間需要創出効果、雇用創出効果）、受益者負担、**マネジメントの妥当性**）

(1) 産業活力再生支援（政策金融）

手段の適正性（より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方）；

事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入の円滑かつ効率的な実施のために、初期投資負担、投資リスク等の軽減を図りつつ、民間金融の呼び水とするため、政策金融機関による投融資を行う必要がある。

日本政策投資銀行は、総合政策金融機関として幅広い分野についての知見を有し、かつ、個別案件に対応した判断を可能とする緻密な審査能力を有している。また、本制度は、特定中小企業対策、貿易対策、住宅対策等にリンクしたものでないため、総合政策金融機関である日本政策投資銀行の投融資として必要かつ適切である。

効果とコストに関する分析（効率性）；

日本政策投資銀行の審査機能を活用し、案件の収益性、償還スケジュール等を精査するなどにより、償還確実性を確保している。

効果

融資額：平成15年3月現在 1,902億円（平成11年度からの累計）

コスト

金利はリスクを勘案した政策金利を徴収している。

適切な受益者負担；

本投融資制度は部分的な投融資であるため、それ以外の必要額は受益者自身が用意する

必要がある。

(2)投資事業再生 流動化促進 (政策金融) < 新規 >

手段の適正性 (より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方)；

欧米に比し株式市場の成熟化が遅れている日本においては、未公開株式の流通市場が未発達であり、流通市場の形成に向けて、日本政策投資銀行が民間投資の呼び水としてリスクマネーを供給する必要がある。

日本政策投資銀行は、総合政策金融機関として幅広い分野の知見を有し、ファンドマネージャー (GP) を審査する経験も有しており、また、本制度は、特定中小企業対策、貿易対策、住宅対策等にリンクしたものでないため、総合政策金融機関である日本政策投資銀行の出資制度として必要 適切である。

効果とコストとの関係に関する分析 (効率性)；

本件事業は、適正な審査に基づくリターン確保を前提としており、効率性は高い。適切な受益者負担；

本出資制度は部分出資ではあるため、それ以外の必要額は受益者自身が用意する必要がある。

(3)事業再生支援 (政策金融)

手段の適正性 (より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方)；

近年、倒産件数は高い水準で推移しているが、事業再生の場面における貸付は、民間金融機関から十分に供給が行われておらず、特に大企業の再生に際して必要とされる大量の資金需要に応じきれていない。そのため、当該事業者の事業再生を支援し、民間金融機関から融資の呼び水とするため、政策金融機関による融資を行う必要がある。

日本政策投資銀行は、総合政策金融機関として幅広い分野についての知見を有し、かつ、個別案件に対応した判断を可能とする緻密な審査能力を有している。また、雇用効果等、経済社会的に有用な事業の再生を支援していく観点からも、中堅企業以上を対象とする日本政策投資銀行の投融資により支援を行うことが必要かつ適切である。

効果とコストに関する分析 (効率性)；

政策投資銀行は融資判断にあたるポイントとして、継続をはかる事業の経済社会的有用性及び発展可能性、地域経済への寄与の確認、事業再生の确实性の確認、十分な債権保全による償還确实性の確認、適切な情報開示及び利害関係者の意向の確認及び経営責任と株主責任の明確化を上げている。具体的には民事再生手続や会社更生手続等上、共益債権として優先的に弁済され、私的整理においても追加融資については優先的に弁済されることの確保や優良と判断できる売掛債権等の担保の取得、実現性が高く経済合理的であり既存債権者等の利害関係者の理解が得られるような再建計画の策定及びその履行が確実に見込まれるかについて政策投資銀行の審査機能を活かして案件を精査するなどにより、償還确实性を確保している。

これまでのところ、貸倒に至ったケースはなく、順調に償還がなされ、かつ、金利もリスクに応じて一般金利を徴収している。

効果

協調融資額 :平成 15年 3月現在 159.9億円

融資時点での雇用 :平成 15年 3月現在 合計 29,795名

・コスト

金利はリスクを勘案した一般金利を徴収しており、機会費用は発生しない。また、非分類債権につき、貸倒引当金は設定がなく、貸倒実績額も 0円である。

適切な受益者負担：

本融資制度は 100%融資ではないため、それ以外の必要額は受益者自身が用意する必要がある。また、融資時においてはコベナンツがつけられ受益者に対して各種の制限がなされることとなる。

(4)事業構造改革促進 (政策金融)

手段の適正性 (よ少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方)；

当制度は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するための融資制度整備が求められたことを受けて、特に、総合政策金融機関として幅広い産業分野について知見を有し、かつ個別案件に対応した判断を可能とする緻密な審査能力を有する政投銀において告示追加により長期運転資金を含む資金供給のスキームが創設されたものであり、政投銀の投融資として行う必要性・妥当性が認められる。

効果とコストとの関係に関する分析 (効率性)；

当制度では、抜本的な経営改革計画の提出を求め、その達成可能性を精査し、大幅な経営改善が見込まれることを前提に融資を行うこととしており、また事業者には申し出の経営改革計画の達成状況につき、3か月毎を目途に報告を求め、当該計画の着実な実現を促す仕組みをとるなど償還確実性は十分確保されている。当制度の金利は市場との整合性を図るため、民間金融機関等の金利水準を勘案し設定されるため、市場原理に即した効率性が確保されている。

適切な受益者負担；

受益者たる事業者は金融市場に即して定められる適正な費用負担を求められる。

(5)事業資金供給手法多様化 (政策金融) < 新規 >

手段の適正性 (よ少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方)；

民間金融機関のリスクテイク能力が低下している局面において、それらの金融主体の与信能力拡大や資金供給手法の多様化を支援するには、税や補助金に比して、政策金融のリスクテイク能力やノウハウを活用することが、金融市場との調和を図る上では有効である。また、日本政策投資銀行はプロジェクトファイナンスや知的財産権担保融資等の新手法・新分野において先駆的役割を果たしてきた能力・実績があり、同行の活用が実効性の観点からも有効である。

効果とコストとの関係に関する分析 (効率性)；

本件事業は、金融市場との調和を図るため、適正なリスク評価に基づくリターン確保を前提

として設計されており、効率性は高い。

適切な受益者負担；

受益者たる民間金融主体、また融資を受ける民間事業主体は金融市場における適正な費用負担を求められることとなる。

(6)金融・資本市場活性化 (政策金融)

手段の適正性

民間金融機関のリスクテイク能力が低下している局面において、それらの金融主体の与信能力拡大や資金供給手法の多様化を支援するには、税や補助金に比して、政策金融のリスクテイク能力やノウハウを活用することが、金融市場との調和を図る上では有効である。また、日本政策投資銀行はプロジェクトファイナンスや知的財産権担保融資等の新手法・新分野において先駆的役割を果たしてきた能力・実績があり、同行の活用が実効性の観点からも有効である。

効果とコストとの関係に関する分析 (効率性)；

本件事業は、金融市場との調和を図るため、適正なリスク評価に基づくリターン確保を前提として設計されており、効率性は高い。

適切な受益者負担；

受益者たる民間金融主体、また融資を受ける民間事業主体は金融市場における適正な費用負担を求められることとなる。

5.有識者、ユーザー等の各種意見

(各種政府決定等との関係、 会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。)

(1)産業活力再生支援 (政策金融)

・平成 14年 11月に小泉内閣総理大臣を本部長とする「産業再生・雇用対策戦略本部」において、不良債権処理を加速化し産業再生と雇用対策を一体的に推進するため、企業・産業再生に関する基本指針を策定し、産業活力再生特別措置法の抜本的改正が盛り込まれた。

(2)投資事業再生・流動化促進 (政策金融) < 新規 >

・経済財政運営と構造改革に関する基本指針 2「003」において、投資ファンドに対する支援策の改善が求められている。本事業は、投資先の未公開企業に対して適切な経営・技術に係る支援を行い、事業再生・経営改善を促す事業を行う投資ファンドへのリスクマネーの供給であることから、上記指針を踏まえた制度と言える。

(3)事業再生支援 (政策金融)

・平成 13年 4月に閣議決定された緊急経済対策においては「民事再生法、会社更生法における企業の再建計画策定中の融資 (DPファイナンス)に関し、日本政策投資銀行において設けられた融資制度 (事業再生融資制度)の積極的な活用を図る」とされている。

有識者に対するヒアリング調査結果は以下の通り。

・民事再生等を申し立てた企業は信用が低下することが一般的であり、そのような企業に対し新たな融資を行うことは困難。(金融機関)

高度な審査能力を持つ日本政策投資銀行とともに協調して融資を行うことが可能になれば、そ

れまで取引のない企業に融資することに対する敷居が低くなり、メインバンクをもたない中堅・大企業の資金需要に応えることが可能となるため、このような企業の事業再構築が進みやすくなる。(金融機関)

・大規模案件の場合、一行で対応することは難しいが、シンジケーションを組むことによって融資が行いやすくなる。(金融機関)

・現時点においては、民間金融機関の取組も十分ではないと考えられるが、将来的には民間で主体的に取り組まれることが望ましい(弁護士)

ユーザーに対するヒアリング調査結果は以下の通り。

・メイン銀行を含めた民間銀行からDIPファイナンスを受けることができない中、日本政策投資銀行の速やかなDIPファイナンス対応により、資金繰りを繋ぐことができ、事業価値を保全することができた。(ユーザー企業)

・日本政策投資銀行から民間金融機関に対するDIPファイナンスの協調対応要請により、メイン銀行を含む民間金融機関を含めた金融機関からDIPファイナンスを受けることができた。(ユーザー企業)

・日本政策投資銀行からのDIPファイナンスにより、信用力の劣化を抑制することができ、申立後も取引先・仕入先との取引を継続することができた(ユーザー企業)

(4)事業構造改革促進融資(政策金融)

当制度は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するための融資制度整備が求められたことを受けて創設されたもの。なお、経済財政諮問会議平成14年12月13日決定「政策金融改革について」では、当制度の適用期限である平成16年度までが不良債権処理集中期間として位置付けられており、金融円滑化のため政策金融を活用することとされている。

(5)事業資金供給機能高度化(政策金融)<新規>

・「政策金融改革について」(14.12.13経済財政諮問会議決定)では民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進することが求められている。当事業は民間金融機関において適正なリスク評価に基づくリターン確保の手法への取り組みを促進することを目的としており、金利設定は市場との整合性を図るべく民間金融機関における貸出金利等を勘案した一般金利を適用することとしていることから、上記指摘の趣旨を踏まえた制度と言える。

(6)金融・資本市場活性化(政策金融)

当制度においては、民間金融機関の資産のリスク部門の流動化を進めるため、スキームに応じて日本政策投資銀行の貸付債権も流動化対象資産に組み込むこととなっており、「特殊法人等整理合理化計画」による指摘事項(「貸付債権の流動化(証券化を含む)等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する」)を十分踏まえた制度となっている。

<参考> これまでに終了した事業概要 (説明、目標、指標、達成時期、外部要因など)

なし

